

決 定
年 月 日

常務理事	事務長		担当	

## 健康保険任意継続被保険者資格取得申請書

この申請書は、健康保険法により資格喪失日から20日以内の提出となります。

記号・番号		氏名		生年月日		性別	
				年 月 日		男・女	
資格喪失の年月日			※資格喪失日は、退職の日の翌日				
年 月 日							
資格喪失の際の標準報酬月額			千円				
資格喪失の際に 使用されていた 事業所	名称						
	所在地		〒				
資格喪失の際の 健康保険組合の名称			三菱鉛筆健康保険組合				

資格喪失後のメールアドレス "mpuni"のアドレスは不可
----------------------------------

※ マイヘルシーライフのメールアドレスを上記に変更登録してください

※ マイヘルシーライフ未登録の場合は、喪失前に必ず利用登録してください。登録方法は会社の健康保険担当者にご確認ください

### (健康保険組合からの給付などの振込に使用する金融機関)

銀行名	
支店名	
口座番号	普通 ・ 当座
保険料納付方法	・単月払い (毎月1カ月分づつ:1日~10日が納付期間) ※都度、振込手数料が発生します
	・半期前納払い (半期分(4~9月、10~翌年3月)前払い) ※保険料が割引、振込漏れが防げます

ご注意1)

- ① 保険料の自動引き落としはできません
- ② 銀行・信用金庫・農協などは可
- ③ 郵便局は不可
- ④ 口座名義人は、被保険者となります
- ⑤ 前納した保険料は、就職による健康保険組合への加入(国民健康保険は不可)、または被保険者死亡の時以外は返還できません。尚、前納した期間中は健康保険の扶養に入ることはできません。

上記の通り申請します。		年	月	日	届出
被保険者の (申請者)	住所:	〒			
	氏名:				
	電話:	(	局)	番	
<b>三菱鉛筆健康保険組合理事長殿</b>					

ご注意2) 任意継続被保険者の資格を喪失するのは、次の事項のみですので、ご注意ください。

- ① 資格を取得した日から起算して2年を経過したとき。
- ② 再就職し、再就職先の健康保険制度の被保険者資格を取得したとき。
- ③ 保険料を納付期日までに納付しなかったとき。
- ④ 死亡したとき。
- ⑤ 75歳に到達したとき。
- ⑥ 申し出による任意脱退。

# 申請書記入前に必ずご確認ください

- ◆ 任意継続被保険者となる要件はつぎのとおりです。
  - ①資格喪失日(退職日の翌日)の前日まで継続して2ヶ月以上の被保険者期間があること。
  - ②資格喪失日(退職日の翌日)から20日以内に手続きをすること。
  - ③75歳未満の方。
    - \*75歳以上の方は後期高齢者医療制度の被保険者となるため、任意継続被保険者となることはできません。
- ◆ 任意継続被保険者の被保険者証の交付は、退職後に事業主(会社)から健康保険組合に提出される資格喪失届手続き完了後となります。

## ◎留意事項◎

1. 任意継続被保険者として加入できる期間は原則2年間です。
2. 初回保険料納付額と納付期限は納付書兼領収書に記載されています。(ATM、ネットバンキングでも送金処理可能です) 初回保険料が期限までに納付されなかったときは、取得日に遡り取消しとなり、保険証は使用出来ません。  
※初回保険料納付書は任意継続の取得手続き完了後、保険証と一緒に送付致します。
3. 単月払いを選択された方:2回目以降の納付期限は毎月10日迄となります。  
納付漏れにご注意下さい。
4. 保険料は全額自己負担となります(40歳~64歳の方は介護保険料含む)  
保険料額は、収入による見直しはありません。ただし、介護保険該当(40歳到達)・非該当(65歳到達)、  
毎年度見直す保険料率・標準報酬月額の上限改定により変更になる場合があります。  
※毎年3月中に次年度の保険料率・標準報酬月額を通知させていただきます。

## 【よくある質問】

- Q1. 退職後の健康保険はどうなりますか？
- A1. ①国民健康保険制度②任意継続被保険者制度の2つの保険制度を比較し、ご自身にあった制度に加入されるか、ご家族の被扶養者となるなどの方法があります。
- Q2. 任意継続保険料で介護保険料を納付していますが、役所からも介護保険料の納付通知書がきました。介護保険料が重複しているみたいです。
- A2. 任意継続では、40歳以上65歳未満の加入者の介護保険料を徴収しています。  
65歳のお誕生日からの介護保険料は役所(市町村)から徴収されます。  
任意継続の被保険者(本人)が65歳になり、40歳以上65歳未満の被扶養者(ご家族)がある場合、役所に納付する本人分とは別に、被扶養者分の介護保険料を健康保険組合に納付する必要があります。  
※お誕生日が月初めの1日の場合、お誕生日の前月より介護保険料は役所から徴収されます。
- Q3. 任意継続の期間が終了します。
- A3. 任意継続の期間が満了になると、資格喪失日に資格喪失証明書をご自宅へ送付します。  
資格喪失証明書は次の健康保険に加入するお手続きに使用してください。  
お急ぎの場合は、マイヘルシーライフから証明書を発行できる手続きをしますので、ご連絡下さい。  
尚、保険証は必ずご返却をお願い致します。
- Q4. 任意継続の保険料納付証明書を送ってほしいです。
- A4. ご依頼頂ければ、郵送またはマイヘルシーライフから証明書を発行できる手続きをさせていただきます。  
※納付いただいた任意継続保険料は、確定申告や年末調整の際に「社会保険料控除」として所得控除の対象となります。